

福祉文教常任委員会審査会議録

1. 常任委員会日程 令和元年 6月17日・18日

2. 会議を行った場所 箕輪町役場 303委員会室

3. 委員会審査順

| 審査順序 | 課 等 名 | ページ |
|------|---------|-------|
| 1 | 子ども未来課 | 2～3 |
| 2 | 福 祉 課 | 4～7 |
| 3 | 住民環境課 | 7 |
| 4 | 健康推進課 | 7～19 |
| 5 | 税 務 課 | 20～21 |
| 6 | 学校教育課 | 21～23 |
| 7 | 文化スポーツ課 | 23～24 |
| 8 | 請願・陳情 | 24～31 |

議事のとんまつ

午前9時 開会

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 おはようございます。[一同「おはようございます。】ただいまから福祉文教常任委員会を始めます。ただいまの出席委員は7人であります。会議が始まる前に少し初めての委員さんもおいでになりますので、ちょっとマイクの使い方と注意事項についてお願いをいたします。前にあるこのマイクで録音をして議事録をつくるための録音をしております。それでこの前であるトークのボタンを押すと自分で話すことができますのでそれでこのマイクを近づけて、自分の口に近づけてはっきりと発言するようにしていただきたいと思います。それで終わりましたらこのこれをもう1回押していただいてこれが見つからない状態にしてください。委員長のところはいつもつけっぱなしですけど、あともう一人しか発言がマイクでできませんので発言終わったらこれを消してください。お願いいたします。それから今日それぞれの各課での審査を行いますけれども、議案に今日直接関係のない課もありますが、今日初めてですので出席していただいて紹介とか協議会はしたいと思いますのでお願いいたします。

それではただいまから福祉文教常任委員会を開催いたします。先日の本会議で当委員会に付託されました案件につきまして審査を行います。

①子ども未来課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 まず子ども未来課に係わる案件を議題といたします。議案第8号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。細部説明を求めます。失礼しました。それでは始まる前に職員の皆さんの自己紹介をしていただきたいと思いますのでお願いいたします。課長

【子ども未来課長・係長 自己紹介】

○唐澤子ども未来課長 このメンバーになります。1年間お世話になりますけれども、よろしくお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 お願いします。それでは議案第8号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第1号) 子ども未来課に係わる分について細部説明を求めます。子ども未来課長

○唐澤子ども未来課長 それでは議案第8号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)につきまして子ども未来課に係わる分についてご説明をさせていただきます。18ページをお願いいたします。下段になりますけれども民生費の中の02項の中で、0370 児童福祉総務費、こちらについては職員の異動等に伴う人件費の補正でございます。次ページの19ページになります。0372 子育て支援センター事業費でございます。また0380 保育園運営費、こちらにつきましても職員の異動等に伴います人件費に関する補正でございます。続きまして最下段になりますけれども0398 児童発達支援事業費でございます。こちらにつ

令和元年6月定例会福祉文教常任委員会審査

きましても一般職員の諸手当等人件費に係わる補正等、こちらにつきましても総務課の方でまた説明があるかと思えます。合わせまして0398の児童発達支援事業費につきましてもは01報酬節でございますけれども非常職員の報酬、看護師でございますけれどもこちらにつきまして当初予算編成時から比べまして単価の改正に伴いまして、看護師5年未満5,000円のアップに伴います報酬費、それに伴います共済費の保険料の関係等の補正になります。子ども未来課に係ります一般会計補正予算（第1号）に係ります細部説明は以上でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑を行います。何かありましたら挙手をしてお願いいたします。寺平委員

○13番 寺平委員 すみません、19ページの0380保育園運営費の給料減についてお尋ねしたいんですけどもこちらどういった内容で職員の退職、異動でしたっけ。お願いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ちょっとこの職員の人件費については総務産業の方の委員会で審議することになっておりますので、この委員会では審議しません。お願いします。さっきの今回、今補正予算で関係した部分は19ページの一番下の児童発達支援事業費の報酬の部分だけです。その下、もう一つ下のところ、それですね。他に質疑ありませんか。唐澤委員

○5番 唐澤委員 今のせっかくでするのでその非常勤職員の報酬がアップになったということなんですけど、その資格というか経験年数によってというようなニュアンスのお話がありましたけど、ちょっとその辺どういう状況でしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 子ども未来課長

○唐澤子ども未来課長 0398の看護師の報酬ですけれどもこちらにつきましてもは看護師経験年数が5年未満の看護師でございますけれども、20万、月額20万5,000円が5,000円アップになりまして、21万へ改正されたものでございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 いいですか、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ないようですので以上で質疑を終了し、討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第8号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算（第1号）子ども未来課に係る部分を原案通り決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。以上で審議を終わります。

【子ども未来課 終了】

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは再開をいたします。最初に会議録署名委員の指名をしてありませんでしたので指名をさせていただきます。4番 釜屋美春委員、5番 唐澤敏委員お願いします。

②福祉課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは福祉課に係る部分の審査を始めます。その前に今回初めてですので課の職員の自己紹介をお願い致します。課長

【福祉課長・係長 自己紹介】

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ありがとうございます。それでは議案の審査に入ります。それでは議案第4号 箕輪町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。細部説明を求めます。北條課長

○北條福祉課長 それでは議案第4号 箕輪町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について細部説明を申し上げます。提案理由の説明を申し上げます。この条例は災害弔慰金の支給等に関する法律施行例の一部改正により災害援護資金の貸付が、保証人がなくても可能となったこと等を踏まえた条例の改正を行うものです。細部につきまして担当の係長の方からご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 林係長

○林福祉係長 細部につきまして説明をさせていただきます。今まで災害援護金の貸付は被災の程度により350万円を限度に貸付を行う条例となっており、償還期間は10年で3年間は無利子ですけれども据え置き期間経過後の利率は3%と定められております。今回の改正は、東日本大震災のときの特例等によりまして保証人がいない場合であっても認めたこと等を、貸付が認められたこと等を踏まえまして保証人を立てる場合は無利子として保証人を立てない場合は今の現在の利率の3%を1.5%に改正をするものです。また償還の方法に月賦償還、月ごとの償還を追加するものでございます。3ページの資料をご確認ください。資料3ページの右側の改正案の方をご覧くださいと思います。条例が章立てのため目次を付しまして保証人及び利率として第14条を改正するものです。具体的には保証人を立てることができ、保証人を立てる場合は無利子、立てた場合の据え置き期間3年間経過した後の利率を1.5%に改正を行うものです。また第3項は保証人の連帯債務について記載をしております。第15条につきましては月賦償還を追加しまして償還の機会を増やすことで償還をしやすくするものです。第3項につきましては、改正に伴う文言の削除と施行令の条ずれの改正となります。説明は以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。寺平委員

○13番 寺平委員 これは多分東日本大震災とか大規模な災害に遭われた方が大体利用されるのかなと思うんですけども、現在町内でこの制度を使っている方いらっしゃるのかどうかお尋ねいたします。

令和元年6月定例会福祉文教常任委員会審査

- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長
- 林福祉係長 災害というものに今回のこの条例に該当になる場合ですが異常な自然現象による被害で内閣総理大臣が定める程度以上の災害ということですので、町内には該当の方はいらっしゃいません。お願いいたします。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありますか。釜屋委員
- 4番 釜屋委員 異常な災害という中に例えば凍霜害とかですね、それから大雪とか、そういうことは特に農家の方が被害に遭う、そういうことは関係ないんですか。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長
- 北條福祉課長 こちらの方の災害ですので実施を大規模な本当の大規模な地震ですとか、それから大きな水害ですとか、そういうものを想定しているものですので、今議員が言われたような内容のものは該当しないというふうに思っただけだと思います。
- 4番 釜屋委員 分かりました。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ないようですので以上で質疑を終了し、討論に入ります。討論ありませんか。
- (「なし」の声あり)
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第4号 箕輪町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを原案どおり決定することにご異議ありませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ご異議なしと認め可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。
- 次に議案第8号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)の福祉課に係わる分について細部説明を求めます。課長
- 北條福祉課長 それでは議案第8号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)につきまして福祉課に係わる部分について細部説明を担当の係長の方から申し上げます。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 林係長
- 林福祉係長 補正予算書の一般18ページをご覧ください。一般の18ページ、事務事業コード0301、一つ飛びまして0370につきましては人事異動等に伴う人事費の増額及び減額でございます。事務事業コードの0333 そちらにつきましては介護保険の特別会計の人件費分の繰出になりますので増額となります。説明は以上です。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。質疑ありましたらお願いいたします。
- 北條福祉課長 申し訳ありません。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 課長

令和元年6月定例会福祉文教常任委員会審査

○北條福祉課長 すみません、今補佐の方から0370という話でしたが0370は子ども未来課の部署ですので申し訳ございません。福祉課は0301と0333ですので訂正させていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 訂正をいたします。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 質疑がないようですので質疑を終了して討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第8号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)、福祉課に係わる部分について原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨を報告いたします。

次に議案第11号 令和元年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第1号)について審査を行います。細部説明をお願いいたします。課長それでは議案第11号 令和元年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきまして細部説明を担当の係長の方から申し上げますのでよろしくをお願いいたします。林係長

○林福祉係長 補正予算書の介護6ページからをご覧ください。補正予算書、介護6ページでございます。まず歳入でございますが一般会計からの繰入金となります。人件費分の増額でございますが介護特別会計の人件費増額と歳出の方の増額と、同額を一般会計から繰り入れるものになります。続きまして介護7ページをご覧ください。7ページ、8ページ、2ページ分が歳出の関係になりますけれども事務事業3100、3154になります。4月の職員の昇任等に伴う人件費の増額になります。歳入と同額の支出でございます。9ページ以降は給与費等の明細になっておりますのでご確認をお願いいたします。説明は以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 質疑ないので質疑を終了いたします。討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第11号 令和元年度箕輪町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ご異議ないものと認め、可決すべきものと決定い

たしました。本会議でその旨報告いたします。以上で福祉課に係わる委員会審査を終了いたします。

【福祉課 終了】

③住民環境課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは住民環境課に係わる審査を始めます。議案に係る分はないんですけども、まず自己紹介をお願いをしたいと思います。すみませんお願いします、初めてなので。

【住民環境課長・係長 自己紹介】

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではこれから審査をしますけれど議案はありませんよね。

○小澤住民環境課長 本議会における案件、住民環境課分はございません。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 審査する議案はありませんので住民環境課に係わる議案についての審査は終了いたします。

【住民環境課 終了】

④健康推進課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではこれから健康推進課に係わる部分についての議案の審査を始めます。議案の審査を始める前に今回新しく委員も変わっておりますので課の方の自己紹介をすみませんけどお願いいたします。

【健康推進課長・係長 自己紹介】

○柴宮健康推進課長 それでは議案第3号 箕輪町受動喫煙防止条例制定につきましてご説明申し上げます。ではまず本文について説明申し上げます。まず前文となっております。前文は条例を制定して町が目指すものについて記載をさせていただいております。町が目指すものは受動喫煙から町の皆さんの健康と快適な生活を守り、健康寿命の更なる延伸を図ることです。第1条は目的となっております。この条例で取り組む具体的な目的を記載しております。具体的な目的は受動喫煙による町民の健康への悪影響を未然に防ぐ、防止することです。第2条はこの条例の中の用語の定義です。続きまして、第3条ですけれども基本理念となっております。こちらはこの条例の中で取り組む際に皆が共通の認識として持ってきていただきたい理念を記載しております。第4条から第7条につきましては第1条で規定した取り組むものそれぞれの責務について規定をしているのでございます。第8条は連携による取り組みということで町や町民等の皆さん、事業者や施設の管理権原者等が公共の場所において受動喫煙が生じないように相互に連携を図りながら協力をする。また、第2項はたばこの煙による健康被害についての教育及び啓発に連携して努めることを規定しております。第9条は受動喫煙の防止となっております。こちらでは町の関係施設につきまして喫煙を禁止する公共の場所と受動喫煙の防

止に積極的に努める公共の場所を指定しております。改正健康増進法におきまして施設や場所ごとに敷地内禁煙または原則屋内禁煙にするなど、対策を実施することとなっておりますので町の関係施設につきましても施設や場所ごとに対策を実施して受動喫煙の防止に努めていくものでございます。対象となる町の施設は条例の施行規則、別表にて指定しております。第10条は第9条で定めた喫煙禁止場所においては喫煙をしてはならないことを規定しているものでございます。第11条は禁煙の中止の求めということで施設の管理権原者等は管理する喫煙禁止場所において現に喫煙を行っている者を発見したときはそのものに対して直ちに喫煙を中止し、または当該喫煙禁止場所から退出することを求め、喫煙禁止場所における喫煙の禁止に喫煙の防止に努めていただくことを規定しております。第12条は条例の施行に関し必要な事項につきまして町長が別に定めることとする委任に関する規定となっております。施行日は令和元年7月1日でございます。議案第3号につきまして説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。寺平委員

○13番 寺平委員 議案書3ページの第9条に係わる部分なんですけれども、町長は喫煙を禁止する公共の場所と受動喫煙の防止に積極的に努める公共の場所を2項で指定解除変更することができるということなんですけど、この2箇所の要は選定基準、どういった場所を禁止する公共の場所するのか、どういった場所を積極的に努める公共の場所にするのか、この線引きをどうするのかということ、これが1点、2点目が一般質問でも答弁いただいたんですけれども、条例制定後の取り組みにつきまして看板の設置等を行っていくという答弁いただいているんですけどもこれは条例制後速やかにやっていっていただきたいんですけどもこれ予算措置は9月以降に補正が上がってくるという予定なのか、今後の制定の啓蒙活動のスケジュール、段取りというものの以上2点、お尋ねしたいですがお願いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 総務課川合係長

○川合総務係長 私の方でまず初めに1点目、場所の選定方法、考え方についてご案内させていただきます。すみません、町では受動喫煙対策会議ということで庁内内部会議をですね、組織して関係部署からなる組織しまして約会議自体は3回、それからメールなんかの情報収集等々を含めると、相当回数の検討をさせていただきました。その中でまず基本としてですね、施設の洗い出しにつきましては町議会に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例がまず基本ベースにありまして、それ以外にも役場庁舎ですとか条例から外れてる部分もありますので、そういった部分の施設の洗い出しをですね、全課で全庁的にまず行いました。その際にですね、まず初めに健康増進法に基づく法律では第1種施設と第2種施設という形で分かります。今回改正健康増進法が7月1日に施行される部分につきましては第1種施設が施行されます。第2種施設については来年4月1日に施行されるという形でございます。そういった中でまず法律のあります基本ベースはですね、全部を

禁煙にしたかったというのが本音です。検討の中でも全施設を禁煙にすべきという考え方は当然ありました。ただですね、この検討過程でやはりがちがちにしたことによって、要は路上喫煙が増加する恐れが出てくるとこれはですね、かつて長野県が、県が県庁や県組織を全部全庁禁煙にしたんですよ、施設を。そのときに非常に路上喫煙が増えてあの周辺、特に県庁周辺ですとか合庁周辺というのは非常に迷惑というか受動喫煙が蔓延したという経過がありまして、これは県の方の部局とのですね話、情報収集の中で聞き取って全部をやるのが果たしていいかどうかという検討の議論になりました。そういった中でまず全面喫煙にしてしまったがために受動喫煙につながるおそれがあるのではないかといいところをですね、洗い出しながらそういったところをですね、積極的に努める施設の方に回したという形になります。それからまた一番悩んだのはですね、公民館ですとか、消防団屯所でございます。やっぱこれは連絡事務嘱託委員長会議、区長会に諮りましてですね、やはりこれもさまざまな意見がありまして、条例で禁止してくれればいいんじゃないかという積極的な方もいらっしゃれば、そうはいつでもやはり吸う権利とかそれぞれ各区の事情もある。まだ区民にもそんな話をしてるわけでもないのにいきなりばしっと町の方で一方的に決められるのは困るというようなご意見もありまして、まずは積極的に努める施設にしておきましょうということにしました。一部の区ではですね、全面禁煙に公民館もこの際全面禁煙にするという公民館も実はございます。それはそれで結構なことですので今後そういったものが波及していつてくれてゆくゆくはですね、全面禁煙になってもらえれば一番いいのかなというふうに考えてるところでございます。それから次に予算の方の関係でございますが、こちらの方は看板の制作費とチラシの製作にしましては実は今年度の当初予算で計上させていただきました。というのがですね、当初想定してたのはやはり町民の皆さんに早く啓発、要は施行日前にですね、早く知らせる必要があるからその前触れとしてチラシをつくった方がいいんじゃないか、予告看板をつくった方がいいんじゃないかという考え方あったんですけども条例提出が7月、今議会になってますし、パブリックコメントをかけることで一応周知はできるのではないかといいことで、その予告的な部分はちょっと見送りまして実際の実施に向けて条例が可決されましたら看板類を作成したいと思っています。これ手元でまだこれ全然原稿レベルなんですけど、例えばこういった役場庁舎ですとこういう形ですね、禁煙という形で看板つくってこの施設は全面禁煙なんだよという、それで駐車場も車内も禁煙なんだよというような看板を設置していきたいと思っています。なお、今数もですね、洗い出してみますと非常に多くの数になります。特に児童公園なんかを全部設置しますので、かなりの数になってきて今その調整を最終調整を図っておりますが、いずれにしても条例可決後に執行したいということで考えております。またチラシはですね、議会の一般質問の中でも町長答弁ありましたようにまず7月号の広報の中に健康推進課の方でつくってこういうふうになるよということでチラシを全戸配布でまずは第1弾として流させていただきます。予算取ってあるものの方で両面刷りのカラーものもいいかなと思っておりますけれども、そういったものでまた秋口と

令和元年6月定例会福祉文教常任委員会審査

か以降に薄れてきたといったら変ですけどもそういった啓発のチラシをまた全戸配布できるようにとか、またあといろんな場面でですね、そういったチラシを配布したいと例えば屋外施設なんか番場原の球場とかあるんですけど、そういったところを使う人たちにも、やはり今回の条例では子どものいる前では禁止にしていますのでやはりそういうスポーツ大会のときにはやめましょうとか、受動喫煙になるからとか、そういう啓発を繰り返し行っていくというようなことに活用していければなというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平議員

○13番 寺平委員 ありがとうございます。要は看板につきましては当初予算の中で告知目的でとりあえず補正じゃない通つてると条例制定前に予算化ってできないからその名目で通してあるやつを振り分けるということですね。あとは喫煙を禁止、場所の指定解除変更というのは一応確認なんですけど基本的に禁煙、喫煙を禁止する公共の場所と考えて個々の状況に応じて受動喫煙の防止に積極的に努めるべき公共の場所にふっていくという手順の考え方になるっていうことでよろしいですか。分かりました。セーフコミュニティもやっぱり1年や2年で結果が出たものではなく、継続的な広報、PR啓蒙によってようやく町民の間に浸透してきたという経緯もございますので、息の長い活動になるかと思えますけれどもよろしく、よろしくって言っちゃいけないけども議会の方でもしっかりとやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。中村委員

○12番 中村委員 この間の前回の事前にもちょっと説明していただいたときにお聞きしたんですけど、7月1日から施行するにあたって学校の職員等で喫煙している人は何名くらいいるか、この前のときにはちょっとまだ把握していないってことだったんですけど分かりましたか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 川合係長

○川合総務係長 学校教育課レベルで確認したところ、中学は0だと言っておりました。ただし小学校はですね、実際にいると思うんですけど全面禁煙になっているので一応そこまでは把握してないということでございますけども、一応全面禁煙になっているので今吸えないという状況になっております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。

○12番 中村委員 ありがとうございます。一応小学校何校か回ったんですけど行ったときにちょっと緊張して聞かなんじゃったのもあって、とりあえず東小学校は1人もいないということでした。あと処罰とか罰金とかはないということだと思んですけど、将来的にはそういうことも考えているのかということをお聞きしたいです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 川合係長

○川合総務係長 今回町の条例で罰則規定は設けてございません。なお、国の健康増進法の方ではですね、県の方で罰則規定を設けてまずは指導ですね、施設への指導があつてそ

れは何度もやったけど聞かない場合には過料だったかな、の措置があるという形になっております。町の方もですね、ではこの罰則入れなくて規制できるのかっていう話があるんですが、実際ところですね、東京都だけを見てもですね、例えばこれ罰則を入れるということになると監視をしなければいけなくなるんですね。監視指導する、そのためにですね、東京都で年間1億とか何億っていうお金かかるそうです。それはですね、ちょっと幾ら何でも町の段階ではですね、それは無理があると。まあいちいちましてや監視していくような形になりますので、非常に難しさがあるのでちょっと無理かなということですが、やはり先ほどお話の中では啓発によって波及していくことによってここは吸えないとこだよとか、そういうことをですね、指導してくことの繰り返しで受動喫煙をなくしていこうと、いきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。中村委員

○12番 中村委員 ありがとうございます。ちょっと勉強不足の面があつてあれなんですけど用語のところの2ページの(4)のあたりで路上、公園とかありますけども自転車に乗りながら喫煙するというのはどうなんですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 健康推進課長

○柴宮健康推進課長 すみません、法的には多分規定はないかと思えますけれども、万が一やはりそこで人混みの中だったりして受動喫煙を生じさせる恐れがあるとすれば、それは受動喫煙の防止に努めていただきたいというふうなふうにお願ひしていくことになると思ひます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 中村委員

○12番 中村委員 すみません、受動喫煙もあれですけども自転車に乗りながら煙草を吸うっていうのは火事とかそういう面も危ない面もあると思うので、それはやめてもらうような形で強くやっていっていただきたいと思ひます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 答弁は特にないですね。答弁、今のことで答弁ありますか。健康推進課長

○柴宮健康推進課長 受動喫煙を生じさせる状態っていうのは、多分たくさんあるかと思ひますよね。自転車もそうですし、歩きながらとか、例えば家庭の庭でもそうだと思うんです。ただ、家庭の自分の家だからいいということではなくて、やはりそこに家族がいたり子どもがいたり、例えばその煙が隣に流れるとか、色々な状況があるかと思ひます。なのでそういった状況、こういったところもダメなんだよという広報も必要だとは考へておりますので、そういったところも含めましてPR広報していきたいと思ひております。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありますか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 喫煙のそのそのものをしてる人を見かけるとかではなく、その匂いがにすること自体がもう受動喫煙なんですね。だから嫌いな人はそれをもう嗅いだだけでも具合悪くなるくらい息ができないくらい苦しいわけですね。実際には健康被害もあるわけ

でしょうし、だから臭いがしたときにやはり周りを見た時にはいたってというふうに考えてそれが原因になるわけで、吸っちゃいけない原因、あのこの間もちよっとお話しましたが長田の喫煙室はあるけれど廊下を通ると臭うっていうのはやっぱりダメだね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 川合係長

○川合総務係長 なかなか臭いの問題というのは難しい問題がありまして、一応健康増進法の中での一番問題はこの有害物質の方が問題になってるわけでございまして、なかなかその有害物質をですね、例えば喫煙所、ながた荘、具体的に言うとながた荘、ながたの湯が特にそうなるケースがあると思えますが、今後ですね、やはり定期的に測定をしていくという形が必要になるというふうに要は観測データをとってくると、最初のうちはたしかすみません、今ちよっと基準持ってなくて申し訳ないですが、年に3回か4回測定しなさいと、それでそれが喫煙場所からその有害物質が漏れてないという状況が確認されれば年1回でいいですよというような基準も一応国の方で示されておりますので、なかなか臭いの問題というのは非常に悩ましいところがあるんですが、一応いずれにしても有害物質が健康被害を及ぼす恐れがあるわけですので、それについてはやはり喫煙場所を設ける、喫煙所を設けるところにつきましては、そういった測定を定期的に行っていく必要があるというふうに考えておりまして現在でも商工観光推進室にはその基準をですね、渡して検討してもらってるところでございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他に。寺平議員

○13番 寺平委員 すみません、補足でお願いします。喫煙ルームの話が出たんですけど、長田の喫煙ルームというのは来年健康増進法の全面改正なんですけど、要は簡単に言うと法律の規定に沿ったものなのか、もしくは改修が必要になってくるのか、この辺お願いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 川合係長

○川合総務係長 まずながた荘の方に関しましては、一番下の人の動線の多い場所、フロントが目の前にあるということが非常にネックかなあという考え方と、もう一つは押戸っていうんですかね、やるのでどうしてもこう風で煙を外に外へ要は建物の中へ引っ込んでしまうなってしまっています。それから、あそこの1点の問題とするならば喚起の機能がですね、ちょうど玄関側に向いちゃってるんですね。換気扇2機あるんですが、ですのでせっかく排気してるのにまたその玄関の方にもし例えば歩いてくる方がいると、その受動喫煙になる恐れがあるのでその面をどうクリアできるかが問題かなあというふうに私は商工観光推進室と話した中ではそういう問題点があると。それからながたの湯の方はですね、あそこはこんど引き戸なんですけどもちゃんと外に出ないようにですね、できてるかどうかっていうのはやっぱり測定するか、もしくはやはり国の基準があるんですね、風の流入毎秒何秒以上の風速があって換気機能がこれだけあってっていう基準があるので、それを満たしてるかどうかというの判断しなきゃいけないと。あともう一つは先ほどと同じように外へ出す排気がですね、ちよっと駐車場側にもろ出てるので、例えばダクトで高い位置か

令和元年6月定例会福祉文教常任委員会審査

ら排気させるということが必要になるかなというふうには考えておりました、それにつきましてはまた多分商工の方か、ながた荘自分でやるのかあれですけども予算化が必要かなというふうに対応策は必要かなというふうを考えております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。入杉委員

○6番 入杉委員 この第7条とそれから第11条、第7条の方は受動喫煙防止のための環境整備に努めなければならない、この11条は喫煙禁止場所から退出することを求めるように努めなければならない、管理者が喫煙者に対してあなたダメだよ、吸っちゃダメだよと注意したとき、じゃあどこで吸えばいいのよというここがリンクしてると思うんですよね。7条と11条が。なのでその禁止場所に指定するに当たっては喫煙場所がどこかになければいけないのかどうか、ちょっとここら辺のところをじゃあそれはもう全てのその喫煙場所にはできているのかってところがちょっと疑問に思いまして質問させていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 川合係長

○川合総務係長 これも非常に悩めた部分で先ほど冒頭説明したとおりですね、全部禁煙にすればじゃあ受動喫煙がなくなるかというところというわけではない、路上喫煙が増える可能性があるという中で、例えば文化センターを何で外したかというところ、そういうことも心配、懸念された、また長時間のイベントがあっという間にお客様が来るということ想定するとやはり喫煙場所をつくれるような状態にはする必要があるんじゃないかという検討をさせていただいたところでございます。なお、その他の施設についてはですね、先ほど言いましたように一応基本的には禁煙を前提としてますので喫煙所をだから設けるとかいうことは基本的には考えず設けなくて対応していくということを考えております。唯一、ながた荘、ながたの湯はどうしても営業施設ですので、そういった部分ではちょっとまたそこもやはり多種多様のお客様が来られるということでそういう喫煙所を設置が必要ではないかということで検討してもらっているところでございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければ質問を質疑をこれで終了いたします。討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第3号 箕輪町受動喫煙防止条例制定についてを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり) 異議ないものと認め、可決すべきものと決定いたします。本会議ではその旨報告いたします。

次に議案第8号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)の健康推進課に係る分について細部説明をお願い致します。課長

○柴宮健康推進課長 それでは議案第8号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)

につきまして健康推進課に係わる部分につきましてまず健康づくり支援係の北原から説明申し上げます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 令和元年度箕輪町一般会計補正予算書の方をご覧いただきまして歳出の方から先にご説明をさせていただきます。20ページをお願いいたします。4款の衛生費でございます。01の保健衛生総務費0401一般保健費でございます。02の給料、03職員手当等、04の共済費につきましては人件費によるものでございます。続きまして08の報償費でございます。こちらは長野県の元気づくり支援金の方が交付決定してきました健康づくり推進シンポジウムというものにつきましての講演会の講師の謝礼と、シンポジウムのパネリストの謝礼について補正させていただくものでございます。続きまして11需用費でございます。04印刷製本費です。こちらも只今の元気づくり支援金の方で決定しました健康づくり推進シンポジウムの行うことに関して全戸配布用のチラシとポスターを作成いたします。そのための印刷製本費の補正でございます。続きまして19負担金、補助及び交付金でございます。こちらは風疹の追加的対策ということで今成人男性に対する風疹の抗体検査の予防接種の方が今年度から実施となりました。そちらの実施するに伴いましてその予防接種のシステムがあるんですが、そちらのシステムを改修しなければならずそちらの改修にかかる費用が上伊那広域連合の方で負担金が負担金増としてくるということでその負担金を補正するものでございます。続きまして0404予防接種事業費でございます。11の需要費、こちら印刷製本費でございます。先ほどのように風しんの追加的対策で配付するクーポン券、印刷製本費の補正でございます。12役務費04の手数料です。風しん抗体検査と事務手数料でございます。風しん抗体検査と予防接種につきまして費用決済を国保連合会が行うことに決定してまいりました。それに伴う事務手数料が発生しますので、それに伴う補正でございます。0407国民健康保険特別会計繰出事業費でございます。こちらの方は国保の方で説明をさせていただきます。21ページをお願いします。保健事業費0415母子衛生費でございます。非常勤職員の報酬ですが、3月の末にですね、急だったんですが1名退職した保健師がおります。3月末でしたので人為的なものを補うために乳幼児健診等で非常勤保健師をお願いするための報酬を補正するものでございます。続きまして0417健康増進事業費です。13の委託料です。こちらも元気づくり支援金の方が交付決定されたことに伴う補正です。内容につきましては現役世代及び健康無関心層向けの健康増進事業委託料としてありますが、沢にあります元気センターを今平日利用が可能なんですけど土曜日に利用できるようにしまして、普段お勤めいただいている現役世代の方の健康づくりにつなげるというような事業でございます。こちらの方は健康についてのアドバイザー的な方にすべて委託をするという形で委託料となっております。続きまして歳入の方お願いいたします。歳入10ページでございます。17款 県支出金です。総務費県補助金ということでこちらは元気づくり支援金で交付決定されたものの補助金の補正でございます。次のページ、11ページをお願いします。22款の諸収入、雑入ですが現役世代及び健康無関心

層向けの健康増進事業につきましては参加者の負担金をお願いする予定でいます。1回500円負担していただく予定ですのでそちらの方雑入として精査していただくものです。一般会計に関する説明は以上となります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 老人保健医療っていうのはこれそこじゃなかったけ。21ページ。

○北原健康づくり支援係長 すみません。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 すみません、21ページの老人保健費0424後期高齢者医療事業費につきましては後期高齢者の特別会計の方でご説明させていただきます。以上です。すみません、失礼しました。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。寺平委員

○13番 寺平委員 よろしくお願ひします。20ページになるんですけども、一般保険費の上伊那広域連合負担金の増47万2,000円についてなんですけど、ちょっと確認だけを見ます。予防システムの改修ということなんですけれども、これはこの予算の性質というのは当初予算で予定されていたものが増額になったのか、ここで年度途中で新しく必要になったので新たに改修するものなのかっていうところがちょっと確認だけをお願いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 すみません、上伊那の広域連合の負担金というのは、予防の一般保健衛生費ですとかいろいろなこの広域に関する負担金があるんですが、今回のものにつきましては風しんの追加対策が行われることになりまして急遽必要になってシステム改修したことに伴う補正でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員

○13番 寺平委員 例の風しんの要はその国の基準が変わってやることになった確か国、国ですよ多分。国で必要になってそのために途中で必要になったからってということですよ、理解します。ありがとうございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 元気づくり支援金による健康づくり推進シンポジウム、これ講師など、また時期とか決まっておりますか。どんな事業でやりますか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 シンポジウムなんですけれども、目的としますと今年度健康づくり推進条例の制定とかも考えております。そういったところを町民の皆さんにも広く周知をして町民の皆さんと一緒に健康づくりに取り組んでいきたいというふうに思っております。その周知と機運を高めるためにシンポジウムを開催するというふうに思っております。ですので年度末3月頃にこのシンポジウムを開催する予定でおります。講師

については今検討中でございます。

○4番 釜屋委員 ありがとうございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。唐澤委員

○5番 唐澤委員 今のことで前にこのような話が、健康づくり推進条例の話が出たときにやはり書庫の問題を何て言うんですかね、力を入れて取り組んだ方がいいんじゃないかっていう発言をしたような覚えがあるんですけども、その辺の絡み、どんなこの健康づくり推進条例の中で中身みたいのところ関連して、ここの予算に関連する部分で。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 健康づくり推進条例につきましては、健康づくり推進協議会というのを設置条例の方を制定させていただきまして、この7月に協議会の方を開催する予定であります。その協議会の委員になっていただいた方にも条例についての協議をしていただく予定ではあります。その際に健康増進計画ですとか、食育推進計画といったものをよく見ていただいてそのところを吟味しながら進めていく予定ではあります。条例については目的ですとか目指すものだとか、役割的などが書かれることになるかと思うんですが、それプラス少し具体的な内容を盛り込んでいきたいかなというふうには思っているところです。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 唐澤委員

○5番 唐澤委員 健康寿命の延伸という流れの中でこういったイベントをやったり、条例制定に伴う機運を高めていくということだと思うんですけども、そういった中で特にやはり健康というところで食の乱れというかですね、そういうところも非常に危惧されるものですから、そんなところもどんなふうに協議会今協議会の方の審議ということでありましたけれど、事務局段階の資料等でそういったところも配慮していただければというような、そんなふうに印象を持っております。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 答弁はいいですか。

○5番 唐澤委員 答弁ももし今のできる中でお願いします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 食に関することにつきましては、食育推進計画の中でも謳っておりますので協議会の委員さんにも例えば農業関係の方ですとかそういう方にも入っていただいておりますので、そういった部分ですね、食べる方、制作する方、いろんな方面から少しそういうところも含めていけたらなというふうに思いますのでありがとうございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありますか。入杉委員

○6番 入杉委員 一般の11ページ、22款 諸収入のところの説明をちょっと私が聞き間違えていたら大変申し訳ありませんが、健康増進事業参加者負担金でありますけれども、これは使用料でしたでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

令和元年6月定例会福祉文教常任委員会審査

○北原健康づくり支援係長 参加者負担金ということでこの健康づくり、この事業に参加していただくごとに500円をいただくと、参加者から徴収するということになります。参加費です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 入杉委員

○6番 入杉委員 この増進事業に参加すると、ちょっとその意味がよくわからない、もうちょっと具体的に説明をお願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 こちらの健康増進事業というのは元気づくり支援金の方で交付決定されました現役世代及び健康無関心層向けの健康増進事業に参加していただいた方の負担金ということになります。土曜日の沢のげんきセンターでこういった健康増進事業ということで開講していくんですけども、そこに参加していただく方の参加費になります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 入杉委員

○6番 入杉委員 そうしますとこの土曜日に参加した人だけ500円負担ということでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 そうですね、この土曜日に行く、が一つのプログラムというかになっております。ですのでそこに参加していただいた方の参加費ということになります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 入杉委員

○6番 入杉委員 そうしますと、通常のアカデミーのプログラム等はまったく別物で土曜日に設定して1年間進めていく、これに参加した人が500円都度参加料を払うとこれでよろしいでしょうか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 ご説明が悪くて申し訳ありません。そのおっしゃるとおりでございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 ちょっと戻るんですけども、いわゆる健康推進条例の時に公募して委員が入るとい部分もありますよね。その他に食生活改善推進協議会とかそういう方たちももちろん。

○北原健康づくり支援係長 はい。

○4番 釜屋委員 はい、ありがとうございます。それともう一つですが、予防接種事業の中で風しん抗体検査のこれは20ページですけど、風しん抗体検査の事務手数料、クーポン券を配るといことで対象者にあれですかね、予防接種受けてない対象者ですね、今でいう40だか50、35歳まででしたっけ。それで、そういう人たちが1,500人くらいいるっていいましたか、そういう人たちに送るけれども決して強制ではないとは思ってますよ

令和元年6月定例会福祉文教常任委員会審査

ね。無料でやるとはいっても来ないっていう方たちには再度100%目指すのが一番いいと思うんですけども、そういうコール、リコールとか再度この目標に近づけるといえるのか、目標どのくらいにされているのか、近づけるためにどうされるかっていうことなんですけれどもお聞きしたいです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 北原係長

○北原健康づくり支援係長 この風しんの追加的対策につきましては、今年度1,413名の方を対象にクーポン券の方の発送をさせていただいております。今後抗体の検査をして、そのあと抗体がなかった方には接種をするというような流れになっていきます。確かにどれだけの方が接種を必要と感じるかというところもあるのかなというふうには思いますが、今年度一応近年につきましては年度末ということにはなっております。ですが、受けなかった方には来年度さらに再度発行していくというような流れになっていきますので、繰り返しお通知をする中で受けていただけたらというふうには考えております。

○4番 釜屋委員 ありがとうございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 以上で質疑を終了いたします。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第8号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)、健康推進課に係わる部分について、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認めます。可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。

それでは次に議案第9号 令和元年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について審査を行います。細部説明をお願い致します。課長

○柴宮健康推進課長 それでは議案第9号 令和元年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして国保医療係の小林係長からご説明申し上げます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 小林係長

○小林国保医療係長 一般会計の20ページをご覧ください。4款でございます。事業コードが0407国民健康保険特別会計繰出金、繰出事業費ということで繰出金182万8,000円でございます。こちらは4月の人事異動に伴う人件費の増となっております。続きまして国保会計の方の6ページをご覧ください。歳入でございます。先ほどの10款 繰入金でございますが、先ほどの一般会計繰出金からの繰入金となります。同額の182万8,000円の増額となっております。7ページをご覧ください。歳出となります。1款の事業コード4111一般管理費でございます。給料の方が6万1,000円、職員手当等が79万2,000円、共済費

令和元年6月定例会福祉文教常任委員会審査

の方が97万5,000円それぞれ増額となっております。以上でございます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明終わりました。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 質疑ないものとして質疑を終了し、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第9号 令和元年度箕輪町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。

次に議案第10号 令和元年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について細部説明をお願い致します。課長

○柴宮健康推進課長 議案第10号 令和元年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきまして国保医療係の小林係長から説明申し上げます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 小林係長

○小林国保医療係長 それでは引き続きご説明いたします。一般会計の21ページをご覧ください。4款の0424後期高齢者医療事業費でございます。繰入金の方で10万8,000円を増額しております。続きまして後期高齢者医療の特別会計の方の6ページをご覧ください。歳入でございます。4款の総務繰入金ということで総務繰入金増ということで10万8,000円、先ほどの一般会計からの繰入金となります。続きまして7ページをご覧ください。歳出でございます。事業コード6700一般管理費でございます。共済費ということで10万8,000円を増額となっております。以上で説明を終わります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりました。質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 質疑なしと認めます。質疑を終了して討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第10号 令和元年度箕輪町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議がないものと認め可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。以上で健康推進課に係わる議案の審議は終了

いたしました。

【健康推進課 終了】

⑤税務課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは税務課の関係の国民健康保険税に係わる分については税務課の担当ですので、これからその審査を行います。まず審査に入る前に今回初めての議員さんもいますので自己紹介をお願いをしたいと思いますのでよろしくお願ひします。

【税務課 課長・係長 自己紹介】

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではこれから議案の審査に入ります。議案第1号失礼しました、議案第2号 専決処分の承認を求めるとについてこれについて細部説明をお願いいたします。日野課長

○日野税務課長 それでは議案第2号について提案理由を申し上げます。平成31年4月1日に施行の地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令等が同年3月29日に交付されたことを受けまして、箕輪町国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。緊急を要するために議会を集する時間と経由がないことが明らかであり、地方自治法第179条第1項の規定により平成31年3月31日に専決処分をいたしましたので同条第3項の規定に基づき議会に報告をし、承認を求めるとでございます。国民健康保険税条例の改正の主な内容につきましては、基礎課税の課税限度額の引き上げと低所得者の負担軽減措置の見直しに伴う改正であります。細部につきましては係長から説明をさせていただきますのでよろしくご審議いただき承認をいただきますようお願いを申し上げます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 知野係長

○知野住民税係長 今回の国民健康保険税関係の条例改正であります、条文につきましては2ページ、新旧対照表につきましては議案の3ページ、4ページに記載をしておりますが5ページにあります平成31年度税制改正の概要ということの資料にて説明をさせていただきたいと思ひます。今回の条例改正でございますけれども、先ほど課長が申しましたとおり課税限度額の引き上げと低所得者の負担軽減措置の見直しということであり、1点目でございますが、課税限度額の見直しということで内容といたしましては基礎課税に係わる課税限度額を現行の58万円から61万円に3万円引き上げるものでございます。これの法令は第2条でございます。施行日につきましては平成31年4月1日ということで専決処分とさせていただきます。②といたしまして低所得者負担軽減措置の見直しということで、内容につきましては軽減所得の算定において被保険者数の数に乗すべき金額を下記のとおりとするということで国保の中に今7割軽減、5割軽減、2割軽減とございますが、そのうちの5割軽減が現行27万5,000円のを28万円に引き上げる。2割軽減が現行50万円のを51万円に引き上げるということでございます。その下に算定の式がございませうけれども例えば5割軽減でしたら基礎控除額の33万円に27万5,000円掛ける

被保険者数であったものをこの改正によりまして基礎控除額 33 万円プラス 28 万円掛ける被保険者数にするということ、2 割軽減につきましては基礎控除額 33 万円プラス 50 万円掛ける被保険者数であったものを基礎控除額 33 万円プラス 51 万円掛ける被保険者数にして軽減所得の所得のハードルを下げるような形となるものでございます。これにつきましては税条例第 23 条の減額のところにごさいます、施行日につきましてはこれも平成 31 年 4 月 1 日からということで専決処分をさせていただいたものでございます。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。せっかく委員会審査になりましたので、ぜひありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければ質疑を終わります。討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決をいたします。議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについてこの専決処分を承認することに異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは異議ないものと認めましてこの専決処分を承認することといたしました。本会議でその旨報告いたします。これで税務課に係わる分の審査を終了いたします。

【税務課 終了】

⑥学校教育課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは次の学校教育課に係わる部分の審査をこれから始めたいと思います。今回は新しい議員さんもいますので

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 学校教育課の方ですみませんけど自己紹介をしていただいて始めたいと思いますので、お願いいたします。

【学校教育課長・係長 自己紹介】

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではこれから学校教育課の審査を始めます。議案第 8 号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第 1 号)の学校教育課に係わる部分について細部説明をお願いいたします。深澤課長

○深澤学校教育課長 それでは議案第 8 号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第 1 号)をご覧ください。詳細につきましては係長から説明をさせますのでよろしく願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○井上教育総務係長 私の方から詳細についてご説明の方させていただきます。今回の 6 月の補正、学校教育課の所管分につきましては歳入歳出それぞれの補正予算の方を編成さ

せていただきました。歳入につきましては21万9,000円の増額補正、また歳出につきましては29万2,000円の増額補正という形になっております。では詳細についてご説明をさせていただきます。補正予算書のですね、9ページをご覧くださいと思います。初めに歳入の関係でございます。16款 国庫支出金の関係でございます。学校教育課分につきましては21万9,000円の増額補正という形になっておりますが、内容につきましては教育費国庫補助金の関係の中学校費補助金につきまして理科教育等設備整備費補助金の増額ということでございます。こちらの方は文部科学省の補助金の細目になっておりますが、理科観察実験支援事業ということで現在中学校の方で理科観察実験支援員という形で採用の方をさせていただいております。この支援員さんですけども実験器具の整備、また試薬の調合、消耗品・備品の点検だとか理科室・理科準備室の環境整備、またアシスタント業務という形で採用しておりますけども、このこうした内容につきまして国の方の補助金の対象になっておりますので事業計画の方の提出をしておりました。4月の2日になりますけれどもこの補助につきまして内定の通知がございましたので、今回歳入の増額補正という形をさせていただいております。対象の経費ですけども97万3,000円が事業の対象経費のうち内定額が21万9,000円ということで2割弱ほどの内容になっておりますけども全体の申請数だとか、また、配置校、実施計画等の状況によりまして内定の額が調整されておりますのでこういった状況で内定がきたというものでございます。続きまして歳出の方のご説明をさせていただきます。予算書でいきます28ページをご覧くださいと思います。歳出の関係10款 教育費の関係でございますけれども02項1目の1005事業コードの小学校管理費の関係でございますけれども、29万2,000円の増額という形になってございます。内容ですけども工事請負費の増額になりますが内容といたしまして、チャイム用のですね、機器取替工事というものでございます。こちらの内容ですけども南小学校になります。チャイムをですね、定時に自動で鳴らす用の専用のプログラムタイマーといったものがございまして、こちらの方が経年劣化ということで破損の方をしております。実際壊れたのが4月の中旬だったわけですけども現在こういったチャイムの方を扱っている業者さんからですね、中古品の非常に古いものですが、一時的に借り受けて、現在運用の方をしておりますけれども新しいものに取替が必要だということで判断いたしまして、今回増額の予算の方を計上させていただいたものでございます。以上すみません、あと教育費の関係ですけども他に人件費関係の支出の補正予算ありますけどもこちらについては総務課所管のものになりますので、内容の方の説明は省略の方させていただきたいと思っております。以上がですね、今回の補正予算の詳細の内容になっております。よろしく願いいたします。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありますか。寺平委員

○13番 寺平委員 28ページのただいま説明のございましたチャイム用機器取替の件でございまして、南小のチャイムの自動的に鳴らすシステムが壊れたということで今お

令和元年6月定例会福祉文教常任委員会審査

わかりであればなんですけれども大体何年ぐらい使ったものが壊れたのか、要はどういうことかという、今後ほかの小学校でも同様に壊れてくると思うんですよね。やっぱり計画的に更新するなり考えなければいけないんですけれども、まずはこれ何年、南小チャイムは何年使ったものなのか、今多分わかりますかね、他の小学校が大体何年使われているか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 井上係長

○井上教育総務係長 ちょっと備品の登録状況は見ましたが、備品としての登録はされておりました。なので学校の方の整備の段階で工事費関連として、もしくは放送機器類の整備の段階で設置の方されたものかなというふうに判断しております。読み込みがですね、今は登録してくような形のものなんですけど、今回の南小で壊れてしまったといったものはカードにですね、マークシートで塗り込みまして読ませるといようなものらしいです。仕組みとしては古いものようで、もうじき壊れてもおかしくないかなと言われていたようです。実は今年度の予算、当初予算の中で東小学校のプログラムタイマーの更新は予算づけして更新しておりました。そういった形での更新が必要だということで学校の方から予算計上をとという話がありましたので、今年度の当初予算に計上させていただいて整備の方をしていくという状況です。なのでそういったちょっと機器的なもの、機器の様子を見ながらということで予算を計上していきたいかなというふうに思いますが、チャイムが鳴らないとどうしても学校の始まりとかスタートとか、こういうちょっと時間的なけじめって非常に大切かなというふうに思いますので学校の整備に関連してですね、そういった機器類についてもきちんと状況把握等をしていただくようにということで学校の方には促していきたいと思っておりますのでお願いいたします。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他にありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければ質疑をこれで終わります。討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決いたします。議案第8号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算(第1号)の学校教育課に係わる部分について原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。これで学校教育課に係わる審査を終了いたします。

【学校教育課 終了】

⑦文化スポーツ課

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは文化スポーツ課に係わる審査を行います。

始める前に今議会は新しい議員さんがおりますので、課の方で自己紹介をお願いします。

【文化スポーツ課長・係長 自己紹介】

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは議案の審査に入ります。議案第8号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算（第1号）の文化スポーツ課に係わる分について細部説明をお願いします。課長

○山口文化スポーツ課長 それでは文化スポーツ課に係わります一般会計補正（第1号）でありますけれど、歳入についてはございませんので歳出のみお願いいたします。説明書というかこの予算書の28ページをお願いいたします。10款 教育費の06社会教育費であります。社会教育費、次の29ページの一番上、1060社会教育総務費でございます。25の積立金でございます。積立金生涯学習まちづくり基金積立金500万でありますけれど、これにつきましては平成30年度3月末にですね、指定寄附金が500万ございましてその当初予算に間に合わないんだということで、ここで500万円を生涯学習まちづくり基金積立金に積み立てるものがございます。その後は公民館費、博物館管理費、図書館費には歳出がありますけれど一般職員の共済費等の人件費にかかわるものがございますので、説明は省かせていただきます。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 係長

○小池スポーツ振興係長 予算書30ページを引き続きご覧ください。1093保健体育総務費でございます。先ほど課長から申し上げましたように、人件費に係るもの説明につきましては総務課の方で一括でございますので割愛させていただきます。その中3行目09旅費でございます。こちらにつきましては、非常勤職員費用弁償の増としましてスポーツ指導員、フェンシングの指導をしていただいている非常勤職員様が昨年度南箕輪の方が退職をされまして今度駒ヶ根の方ということになりましてその分の通勤手当的な経費用弁償、旅費の増に係るもの、10万5,000円でございます。説明は以上となります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 細部説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 質疑がないようですので質疑を終了し、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。議案第8号 令和元年度箕輪町一般会計補正予算（第1号）の文化スポーツ課に係わる部分について原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め原案通り可決すべきものと決定いたしました。本会議でその旨報告いたします。以上で文化スポーツ課に係わる議案の審査は終了いたします。

【文化スポーツ課 終了】

⑧請願・陳情

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは再開をいたします。本委員会に付託されております請願が2件ありますので、それについて審査をします。事務局の方から朗読してくれるのか、お願いいたします。

○小松議会事務局次長 請願第1号 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今事務局から請願の文書については朗読をしていただきました。紹介議員が荻原省三議員と寺平秀行議員でありますので、ここに寺平秀行議員がおりますので補足の説明がありましたらお願いいたします。

○13番 寺平委員 請願理由につきましては、ただいま朗読のとおりなんですけれども補足としましては要は地方財政の負担が増えてることによって今学校現場で何が起きているかといいますと、昔よりも非正規職員がやっぱり増えてきていたりとかその中で例えば中学校であっても非正規職員に担任を持たせるということがやっぱり常態的に起きているという中でやっぱり先生方の話を聞いてもやっぱり責任あるその指導とかそういったものを考えたときにやっぱり財政的な措置をお願いしていきたいというのは現場の声であります。そういった意味でも質とやっぱりその教育は本当に国づくりの根幹ですので請願の採択をお願いいたします。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今補足、紹介議員からその説明がありました。ここで質疑を行いたいと思います。質疑ありませんか。釜屋委員押して言ってください。

○4番 釜屋委員 趣旨に対してはよくわかります。今後さらにちょうど中ほどにあります「今後さらに3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度廃止も含めた検討がなされる可能性もあります。」っていうふうにあるんですが、この兆しというか、根拠といいますか、本当にそういうことがこのただの憶測でなく、可能性があるところ言い切ってよろしいものかどうか、そういうことをお伺いしたい。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員

○13番 寺平委員 憶測といいますと表現悪くってしまうんですけれども、この今までの経緯の中で全額国庫負担であったものが三位一体の改革で地方の割合が増やされ、尚且つまた地方の負担の割合が増えてきたという中で今後の憶測という表現おかしいんですけども、予測の中で国の財政状況が年々悪化していることを考えればこういった制度廃止という、廃止までいかなくとも地方の負担が増えていくということは十分考えられるという意味になっております。

○4番 釜屋委員 じゃあ関連ですが、例えば幼児教育無償化とか大学で教育費の返還しなくてよい奨学金とかそういう一体、全体的に教育費にお金をかけるという姿勢も国ではありますのでそういうことも含めてこの国庫負担が3分の1になったという言葉、これは確かに事実だと思いますが、全体的な教育費の負担を軽減しようとしている流れもありま

すのでそういうことも含めてどうでしょうかというところです。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 寺平委員

○13番 寺平委員 確かに消費増税に絡みまして幼児教育の無償化の流れというのは新しく出てきたのは非常に歓迎すべきことで、だからこそその中で今回のこの請願も意見書で位置付けていただいて幼児保育の無償化の流れの中にさらに義務教育の地方の負担を減らすというのも議論してほしいという意味で捉えていただければと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。他に質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければこれで質疑を打ち切ります。次に討論に入ります。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは請願受理番号1 義務教育費国庫負担制度の堅持拡充を求める請願書について採択すべきものと決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしということで採択すべきものと決します。その旨本会議で報告いたします。

それではここに意見書を出すということになっておりますので案をこれ名前だけでいいんだよね。それが決めちゃってからの方がいいね。それでは今事務局の方から配っていただきましたので、意見書(案)についてまず事務局の方から朗読をしていただきたいと思えます。これをやってからで。小松次長

○小松議会事務局次長 意見書ですが添付、請願書と一緒に添付されている意見書が案としてございますが、体裁等の関係で事務局の方で体裁等直してある部分があります。まず変えてある訂正してあるところですが、意見書表題の意見書(案)の下に年月日あと、宛先、議会議長印、99条の規定により意見書を提出します。記とあるんですが体裁的にこちらが変わってきますので表題の下に意見書の本文が入っております。その下に意見書の特に求める一文ですね、を入れてその下に「99条の規定により意見書を提出します」という一文を入れ年月日と、あと「長野県上伊那郡箕輪町議会」という一文を入れてあります。それでは朗読をいたします。意見書 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それでは先ほど採択をされました請願に基づく意見書、提出する意見書の案でありますけど今事務局から朗読をしていただきました。これについて質疑ありますか。ちょっと委員長からですけど、ここに本文の終わりから1、2、3、4どこだ、本文の終わりから1、2、3、4行目の最初に「小さな県では」というのがあるんだけど、この請願の方では「県と市町村」ってなってるのでこれ「町」も入れた方がいいんじゃないかと思いますが、皆様のご意見はどうでしょう。

○4番 釜屋委員 でも4行目は「財政規模の小さな県」になってるけど。本文のこっち

ね、こっちにはね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 本文というか今の意見書は「県」だけしか書いてないじゃん。

○6番 入杉委員 市町村がない。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 市町村議会が出すやつだもんで。

○13番 寺平委員 自治体って変えれば。県・市町村か。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 (聴取不能)を出してるのは県だもんで。あとの施設の面については市町村でね。

○6番 入杉委員 ・で市町村になるので。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 請願書にはそうに書いてあるけどね。請願書はそうだよ。県や市町村と書いてあるよね。唐澤委員

○5番 唐澤委員 やはり市町村ですね、人件費については県の方が見てますけど、教育条件整備ということになれば市町村の方もかかわってきますので「小さな県や市町村では十分な教育整備ができず」と、そういうふうにした方がいいと思います。以上です。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他に意見ありますか。なければその本文の下から4行目ところを「小さな県及び」

○5番 唐澤委員 「や」。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 「や」、「県や市町村」、「県や市町村」ということで市町村を県の次に入れるとよろしいですか。

○6番 入杉委員 本文と同じ「・」で、「や」じゃなくて。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 「・」を上を書いてあるんです。

○13番 寺平委員 下が「県や市町村」、どっちでも。

○5番 唐澤委員 文章としては「・」よりも「や」の方がいいんじゃない。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 よろしいですか。そうに直していただいて。他にはありますか、よろしいですか。ご意見ありますか。これ議案として出すときにはどこ宛てというのは本文のところに載るとのことだね。本文というか。

○小松議会事務局次長 そうですね、議案の方の本文に。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 議案の方の本文に載るってことだね。この意見書には出てこない。次長

○小松議会事務局次長 実際提出するときは衆議院議長と参議院議長には意見書のところに最下段に衆議院議長大島さんとか伊達さんという名前が入るようにしなさいということで、衆議院、参議院の方からは通知きてますのでそれ以外の大臣関係については、何もならないこの形と同じ形で提出するようになります。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 議案のところもそうにでてくる、そういう具合に出てくるってことだね。

○小松議会事務局次長 議案にはいつもは意見書は。

令和元年6月定例会福祉文教常任委員会審査

- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 意見書はあるけどさ、本文はどこに出すかっていうふうには。
- 小松議会事務局次長 本文のどこに出すかっていうのは全部の内閣総理大臣から全部ここに。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 だから衆議院議長と参議院議長には名前を一緒に入れて。
- 小松議会事務局次長 議案の方には名前は入ってきません。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 この通りってことだね、ここにある。それじゃあ他になれば。唐澤委員
- 5番 唐澤委員 そういう場合は1枚、参議院議長、衆議院議長、1枚1枚別の形で出るわけですね。連名じゃないんですよね。
- 小松議会事務局次長 連名ではなく1枚1枚で提出しています。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 本当に出すときはね。本当にというか出すときは。他にいいですか。これで修正していただいております。
- 小松議会事務局次長 修正してまいります。
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 先ほど皆様のご意見をいただいて修正をいたしましたので事務局の方でもう一回朗読をお願いいたします。次長
- 小松議会事務局次長 意見書 朗読
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今事務局から朗読していただいたように意見書があります。この意見書を議案として提出いたします。よろしいでしょうか。それではそういうことにして署名をいただきました。ありがとうございました。
- では次に請願の受理番号2番の国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書についての審査を行います。事務局に朗読をお願いいたします。
- 小松議会事務局次長 請願第2号 朗読
- 14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今、受理番号2番の請願について事務局から朗読していただきました。これについて紹介議員の寺平議員の方から補足説明がありましたらおねがいたします。
- 13番 寺平委員 こちらの請願は先ほどの義務教育費国庫負担制度の堅持拡充を求める請願書とまた関連するものでございまして、先ほどもございましたとおり長野県独自に30人規模学級を中学校まで拡大しておりますけれども、その財政的な負担というものが今重いものになっておりまして、内訳を見ると本来廃止されるはずの専科教員が廃止されなかったり、また学級増をしたのはいいんですけれども、臨時的任用教員、要は臨時職員の対応ということで中学校の場合はその担任に任命していたりと安定的なものではないという中で先ほど釜屋委員さんからもご指摘ありまして、幼児保育の無償化の流れもございまして。国の政策としましても教育に振り分ける機運が高まっている中で本請願の採択を求めます。よろしく申し上げます。

令和元年6月定例会福祉文教常任委員会審査

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それではこの請願について質問ありましたら出していただきたいと思います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 なければ討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 討論なしと認めます。それでは採決を行います。請願受理番号2番 国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書を採択すべきものと決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 異議なしと認め、採択すべきものと決定いたします。それでは意見書の案を検討をしていただきますので事務局の方で配っていただいて朗読をお願いいたします。次長

○小松議会事務局次長 それでは、今意見書の案をお配りしました。こちら先ほどの義務教育費の方と同じで体裁のみ整えてあります。それでは朗読いたします。

意見書 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今事務局から朗読をしていただきました意見書案であります。質問ご意見ありますか。唐澤委員

○5番 唐澤委員 ちょっと文章が直した方がいいんじゃないかと思うんですが、下からです。2、4、6、8、9行目ですね、上からの方が早いか、上から2、4、6、8、上から9行目、「いじめや不登校」って始まる所ですけれどこれちょっと「いじめや不登校、生徒指導上のさまざまな問題への」ちょっとあれなんでこうしたらどうですか。「いじめや不登校を始めとして生徒指導上のさまざまな」、「な」が入れて「問題への対応など多様化する学校現場に対応し」というふうに直した方がいいんじゃないかと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 今唐澤委員からそのとこですけれど「いじめや不登校を始め」ね、「を始め生徒指導上のさまざまな問題への対応」というように直すということですが、それについてご意見、

○4番 釜屋委員 「始めとする」

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 「始めとして」

○5番 唐澤委員 「始め」でいいかな、すっきりして。ちょっと文章が長いから。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 点は不登校の後の点はなくなるということですね。このことについて他に意見、ご意見ありますか。なければそこをそうに修正をいたします。他にありますか。釜屋委員

○4番 釜屋委員 その下の行で「一人ひとりの子どもと向き合い、ゆきとどいた授業、きめ細やかな対応を可能にするため」ここも点々で続くけど「ゆきとどいた授業やきめ細やかな対応を可能にする」、ここ「や」にしてもいいかなとは思いますが。このままでもおかしくはないけど。「や」入れた方がいいね。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 「きめ細やかな」の前に。じゃあ今の「ゆきとどいた授業の後」に点をとって「や」にする。「や」、「きめ細やかな対応を可能にするためには」と直す。他にこのことについていいですか。そういうことで入れて「や」を入れる。じゃあそのように修正します。他にありますか。一ついいですか。この記の本文の一行目の最後のところにある「(義務教育標準法改正)」とあるんですけど、この「(義務教育標準法)」とここには書いてあるけどあとは皆「義務標準法」になってるんですけどどれがいい。義務教育、教育を1、2、3カ所、3カ所ない。それだけか。3行目とそれだけだね、ですね。そこを「義務標準法義務教育」と「教育」を入れるということによろしいですか。他にありますか。よろしいですか。なければ。入杉委員

○6番 入杉委員 下から1、2、3、4、5行目に「国の責任において複式学級を解消するよう学級定員を引き下げることが大切である」という言い回しちょっと弱いような気がする。「重要である」、「大切である」でいいんですかね、ちょっと待って意見書だから「大切である」、この請願書の方は「大切であると考えます云々です。」、次続いているんですよ。けどこの意見書の方はここでほぼ言うべきことはここで言うので「重要である」というふうに表示した方がなんか意見書だから強く。「大切である」は少しまだ柔い感じが。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 「引き下げるべき」とか。

○13番 寺平委員 「引き下げるべきである」。

○6番 入杉委員 そう、それでもいいんですけど「べき」の方が、もっと強い。

○13番 寺平委員 主張だから「べき」の方がいい。

○6番 入杉委員 「大切である」はちょっと弱い印象なんですよ。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 いいですか。ではそこ修正をすることにして異議ありますか。なければ「学級定員を引き下げるべきである。」に直すということで。他にありますか。

○4番 釜屋委員 今調べましたら義務標準法っていう言葉もあっただけどどっちかにした方がいい。

○6番 入杉委員 統一した方がいい。

○4番 釜屋委員 「義務教育標準法」でいいと思います。

○6番 入杉委員 言い回しはあるってことなんだね。

○4番 釜屋委員 省略して義務標準法。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 略してね。

○6番 入杉委員 でも文書だから省略しない方がいいと思う。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 他になければこれで修正をしていただいております。

○小松議会事務局次長 すみません、ちょっと最終的に確認をとらせてください。上からいきます。上から2段落目の2行目、全体で言うと6行目の「義務標準法」を「義務教育

令和元年6月定例会福祉文教常任委員会審査

標準法」に直す。その下1、2行、3行目の3段落目の1行目「いじめや不登校を始め生徒指導上のさまざまな問題への対応」この「はじめ」はひらがなですか。漢字の始。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ひらがなの方がいいんじゃない。唐澤委員

○5番 唐澤委員 ひらがながいいと思います。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 を「はじめ」、ひらがなでそれじゃお願いします。

○小松議会事務局次長 すみません。続きで3段落目の2行目、「向き合い、ゆきとどいた授業やきめ細やかな対応」、点をなくし「や」を入れる。本文の下から2行目の「学級定員を引き下げるべきである」に直す。記の下、1の1行目の「義務標準法」を「義務教育標準法」に変える。以上でよろしいですか。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 ではお願いいたします。それでは修正する間、暫時休憩といたします。それでは休憩に引き続きまして審査を始めます。ただいま意見書を修正をしていただけてきましたので、事務局の方で朗読をしてください。次長

○小松議会事務局次長 意見書 朗読

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 では今朗読をしていただいたとおりの意見書に決定することよろしいでしょうか。

○4番 釜屋委員 下の1ページはいらないよ。

○小松議会事務局次長 すみません1ページ抜きますので、今すみません、抜き忘れてしまいました。

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 それじゃあこのとおりで提出することよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○14番 小出嶋福祉文教常任委員長 そのように決定いたします。最終日の本会議にこの議案を提出することにいたします。以上でこの6月定例会の福祉文教常任委員会の審査は全て終了いたしました。ご苦労さまでした。[一同「ご苦労さまでした。」]

午後3時40分 閉会